

**令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会**  
**第1回 特定(産業別)最低賃金 検討小委員会 議事要旨(公開)**

1 日 時 令和5年8月16日(水) 午後1時27分～午後2時25分

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 2名  
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について
- (2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 公益委員から三島座長及び森部座長代理が選任された。
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有の結論に至るためには全会一致の合意が必要であることを確認した。
- (3) 改正申出のあった4業種について、関係労使からの意見聴取を行った。労働者側からは、4業種の代表者から意見陳述が行われ、使用者側は、使用者側委員から、4業種に対する意見が述べられた。
- (4) 労働者側委員から、改正申出を行った4業種は宮崎県の中でなくてはならない産業であり、労働者代表の意見陳述も踏まえ、4業種で部会開催をお願いしたい。特に電子・デバイス、自動車新車の2業種は、労働協約の最低額が大幅に引き上げられている現状も踏まえ、部会の開催をぜひお願いしたい。
- (5) 使用者側委員から、近年の大幅な地域別最低賃金の引き上げによって、特定最低賃金の必要性はなくなっていると認識している。地域別最低賃金に吸収された特定最低賃金は、廃止に向けた検討を進めるべきと認識している。特定最低賃金の役割は既に終えているので、4業種ともに改正の必要性はないと考えている。
- (6) 労使の基本的な考え方の相違により結論が出ず、それぞれ持ち帰り次回8月18日(金)午後1時30分から開催する第2回検討小委員会で協議することとなった。

以上